**平成２１年（フ）第８２号**
栃木県那須塩原市二区町1436番地１
債務者　小幡　守男
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２１年（フ）第３５６号**
静岡県浜松市中区早出町846番地　イソベハイツ102号
債務者　濱田　國正
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第７５８号**
東京都昭島市緑町４丁目28番３号カセザワマンション
債務者　志波　光秀
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第３０２号**
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ３―222号
債務者　高木　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４６５号**
静岡県藤枝市大洲２丁目13番地の８　ソシア壱番館302号室、旧住所静岡県藤枝市大洲４丁目14番地の７　ヴィラ大洲201号
債務者　岡村　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４７３号**
静岡県榛原郡吉田町神戸88番地の11、旧住所横浜市保土ヶ谷区上星川２丁目４番１号コーポ竹山203号室
債務者　浅井光一郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３６８号**
青森市大字鶴ケ坂字田川187番地45
債務者　倉内　善博
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第７３４号**
東京都東村山市富士見町５丁目５番地41たとみハイツ102号
債務者　渡部　芳弘
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第４７８号**
愛知県岡崎市大西町字南ケ原12番地37　県営大西住宅709
債務者　岡本　典子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第２４４号**
広島県福山市草戸町１丁目11番14号　ＳＡＴＯビル草戸205、旧住所広島県福山市千代田町１丁目２番23号
債務者　延時　　攻
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第７５２号**
東京都羽村市栄町２丁目19番地２レクセルガーデン小作307
債務者　根石　重雄
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７５３号**
東京都羽村市栄町２丁目19番地２レクセルガーデン小作307
債務者　根石　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７６３号**
東京都八王子市鑓水2014番地１ハイム山中302号
債務者　天野　和朗
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第４０号**
広島県福山市港町１丁目６番５号、旧住所広島県芦品郡新市町大字新市1252番地３　グランダーム新市202号
債務者　高橋　林子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第４１号**
広島県府中市府川町89番地、旧住所広島県府中市元町431番地
債務者　藤本　勝久
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係